



環交第1639号
平成21年2月2日

団体（別記）の代表者 様

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課長

特種自動車を使用している運送事業者への配慮について（依頼）

日ごろから、大阪府の環境行政の推進について格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方のご承知のとおり、平成21年1月1日から、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定による流入車規制を開始したところです。

規制開始日が平成21年10月1日である特種自動車（8ナンバー）を使用して納品している運送事業者から、下記の1のような苦情が寄せられています。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、貴団体の会員各位に、下記の2について周知して下さるよう、ご協力をお願いします。

記

1 苦情の内容

- ・ 適合車等標章（ステッカー）の表示のない車両での入構を断られた。
- ・ 規制開始日が10月1日であるため、適合車等標章（ステッカー）の表示が不要であることを、理解してもらおうのに時間がかかった。（又は、説明しても理解してもらえなかった。）

2 特種自動車による運送に関する条例上の取扱い（周知依頼事項）

- 特種自動車（8ナンバー）については、
 - ① 流入車規制の開始日は、平成21年10月1日であること。
 - ② 平成21年9月30日までは、適合車等標章（ステッカー）の表示義務がないこと。
また、適合車等標章を表示していなくても、条例違反とはならないこと。
 - ③ 経過措置対象車用の適合車等標章（ステッカー）は、平成21年10月1日以降も経過措置期間のある車両に対してのみ交付していること。
- したがって、特種自動車（8ナンバー）については、平成21年9月30日までの間は、適合車等標章を表示していなくても、府条例違反ではないこと。
- このことについて、守衛業務に当たる者や納品現場に立ち会う者等に対し、周知徹底していただきたいこと。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
交通環境課 自動車排ガス規制指導G
担当 横田、藤岡
電話 06-6944-9251（直）
FAX 06-6941-5778
E-mail kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp